

厚岸町B & G海洋センター艇庫カヌー体験事業実施基準（内規）

（目的）

第1条 この基準は、厚岸町B & G海洋センターが、カナディアンカヌー体験事業（以下「カヌー体験事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業実施の趣旨）

第2条 カヌー体験事業は、厚岸湾、厚岸湖及び別寒辺牛川で実施し、お互いが協力する心とチャレンジ精神を養い、海や川に親しみを持つとともに危険性についての認識を深める。

（除外）

第3条 厚岸町B & G海洋スポーツクラブは、この基準を適用しない。

（実施時期）

第4条 カヌー体験事業の実施期間は、毎年6月1日から9月30日までの4箇月間とする。

2 実施時間は、火曜日から金曜日までの、午前は、9時から12時、午後は1時から4時までの時間帯とし、土曜日、日曜日及び月曜日は実施しない。

3 カヌー体験事業は、学校及び教育を目的とした社会教育団体とし、個人の受付はしない。

4 カヌー体験事業の対象は、小学生4年生以上とする。ただし、保護者等が操縦するカナディアンカヌー（以下「カヌー」という。）に同乗する場合はこの限りではない。

（申請）

第5条 カヌー体験事業を希望する者は、厚岸町B & G海洋センター使用許可申請書に、参加者名簿を添えて、実施日の30日前までに厚岸町B & G海洋センターに申請をするものとする。

2 教育長は、前項の申請を受理した時は、使用許可書を交付するものとする。ただし、安全管理及び指導体制が十分確保できない場合は、許可しないものとする。

（利用定員）

第6条 一度のカヌー体験事業に利用するカヌーは10艇以内とし、利用定員は20名以内（小学生は30名以内）とし、1艇2人（小学生は3人）以内の乗船とする。

（監視体制）

第7条 カヌー体験事業における監視体制は、救助艇2艇以上、陸上指導員1名以上で実施するものとする。

2 教育長は、前項の監視体制の人員が確保できない時は、カヌー体験事業を中止するものとする。

(実施可否)

第8条 教育長は、次の各号の一つに該当する時は、カヌー体験事業を中止する。

- (1) 気温及び水温が 10℃未満の時
- (2) 瞬間風速が 5 m/sec 以上観測される時
- (3) 波高が 70cm 以上の時
- (4) 強風注意報及び警報が発表中、又は発表されることが予想される時
- (5) 大雨注意報及び警報が発表中、又は発表されることが予想される時
- (6) 波浪注意報及び警報が発表中、又は発表されることが予想される時
- (7) 高潮注意報及び警報が発表中、又は発表されることが予想される時
- (8) 濃霧注意報が発表中、又は発表されることが予想される時
- (9) 雷注意報が発表中、又は発表されることが予想される時
- (10) 漁業活動及び漁港工事等で厚岸湾・湖内における安全が確保できない時
- (11) 野獣等の出没があり安全が確保できない時

2 教育長は、カヌー体験事業実施中であっても、利用者が厚岸町B&G海洋センター職員（以下「B&G職員」という。）の指導に従わない時は、カヌー体験事業を中止することができる。

(避難誘導)

第9条 B&G職員は、地震が発生し、津波の発生が予想される時及び津波注意報以上が発表された時は、直ちにカヌー体験事業を中止し、厚岸味覚ターミナルコンキリエへ避難誘導するものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

カヌー体験事業 緊急連絡体制

事業実施場所 厚岸町B & G海洋センター艇庫（厚岸町港町4丁目1番地）
カヌー別寒辺牛橋駅（厚岸町別寒辺牛81・69番地）
カヌー大別橋駅（厚岸町サンヌシ66番地）

